

卒業生が利用している主な障害福祉サービス

以下は、原則として18歳以上が対象であり居住地の役所からサービスの支給決定及び受給者証が発行されている場合に利用が可能となります。

○介護給付（日常生活のサポート）

サービス名	サービス内容
生活介護	日中に食事や入浴、トイレなどの日常生活の支援を受けながら、創作活動（アートや工作）、軽作業、リハビリ、レクリエーションなどを個々のペースに合わせて行います。（障害支援区分3以上）
短期入所	施設に短期間（1泊～数日など）宿泊し、入浴、トイレ及び食事等の支援を受けられます。

○訓練等給付（自立・就労へのサポート）

サービス名	サービス内容
就労移行支援	一般就労（障害者雇用）を目指して、ビジネスマナー、パソコン、軽作業などのトレーニング（訓練）をします。また、自分に合う仕事を探すための企業実習や、就職活動のサポート、就職後の職場定着までの必要な支援を受けられます。基本的に賃金は発生しません。（原則2年間）
就労継続支援A型 （雇用型）	事業所と雇用契約を結んで働くため最低賃金が保証されます。また、カフェの接客、パソコンでのデータ入力、軽作業などの仕事を毎日4～5時間ほど行います。（令和6年度茨城県平均賃金 89,114 円）
就労継続支援B型 （非雇用型）	雇用契約を結ぶことが難しい人が、体調や体力に合わせて自分のペースで働きます。パン作り、ハンドメイド雑貨の製作、内職の袋詰め、農作業などを、支援を受けながら行うことができます。 （令和6年度茨城県平均工賃 21,399 円）
自立訓練（生活訓練）	入浴、トイレ及び食事等に関する自立した日常生活を送るために必要な訓練などの支援を受けられます。（原則2年間）
自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上のために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションなどの支援を受けられます。（原則1年半）

○よくあるご質問

Q：就労系のサービスを利用したいけれど、どれが合っているのかわかりません。

A：「一般企業で働きたい、数年でステップアップしたい」場合は、就労移行支援。「毎日決まった時間働いて、しっかりお金を稼ぎたい」場合は、就労継続支援A型。「毎日は体力がもたないので、焦らず体調に合わせて活動したい」場合は、就労継続支援B型が合っていると思われます。